

参議院法務委員会會議録第十五号

昭和五十三年六月十三日(火曜日)

午後二時十二分開会

事務局側
常任委員会専門員 奥村 俊光君

委員の異動

六月七日

辭任

堀江 正夫君

後藤 正夫君

山東 昭子君

橋本 敦君

六月九日

辭任

内藤 功君

補欠選任

熊谷太三郎君

上條 勝久君

塩見 俊二君

内藤 功君

補欠選任

橋本 敦君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

中尾 辰義君

八木 一郎君

山本 富雄君

寺田 龍雄君

宮崎 正義君

上條 勝久君

初村滝一郎君

橋本 敦君

円山 雅也君

江田 五月君

國務大臣

法務大臣 瀬戸山三男君

政府委員

法務政務次官 青木 正久君
法務大臣官房長 前田 宏君
法務省民事局長 香川 保一君

本日の會議に付した案件
○民事執行法案(内閣提出、衆議院送付)
○司法書士法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中尾辰義君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る七日、堀江正夫君、後藤正夫君及び山東昭子君が委員を辞任され、その補欠として熊谷太三郎君、上條勝久君及び塩見俊二君が選任されました。

○委員長(中尾辰義君) 民事執行法案及び司法書士法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。
瀬戸山法務大臣。
○國務大臣(瀬戸山三男君) 民事執行法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

現行法におきましては、判決等の債務名義に基づく強制執行については民事訴訟法第六編(強制執行)に、抵当権等の担保権の実行としての競売については競売法に、それぞれの執行手続が規定されておりますが、これらの法律は、いずれも明治時代に制定されたものであります上、その両者の手続が必ずしも十分に調整されていない点もあり、加えて、規定に不備がありますため学説・判例も区々に分かれ、実務の取り扱い上各種の不便

を生じているのみならず、競売の完結までに相当の長期間を要しており、また、必ずしも適正な価額による売却が行われたい面も否定できないのであります。

そこで、この法律案は、強制執行法と競売法とを統合した民事執行の手続法としての単行法を制定し、債務者その他の利害関係人の利害を調整しつつ、執行手続の改善及び執行の適正迅速化を図ろうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、執行手続の迅速化を図ることであり、すなわち、まず、執行の引き延ばしを目的とする不服申し立ての乱用を防止するため、不服申し立ての方法を整理し、執行抗告は特に定める場合に限り許されるものとし、かつ、執行抗告の理由を具体的に記載した抗告状を原裁判所に提出しなければならぬものとし、不適法な執行抗告は、原裁判所で却下できるものとしております。また、強制執行の停止につきましても、それが手続の遅延を生じさせ、ひいては利害関係人に対して不利益を与えている現状にかんがみ、これに合理的な制限を加えることとしております。

第二は、債権者の権利行使の実効性を確保することと、売却手続の改善を図っていることとであります。すなわち、まず、虚偽債権等の届け出による不当な配当要求を排除するため、現行法の配当要求の制度を改善し、配当要求をすることができなくなる一般債権者につきましては、原則として、判決等の債務名義を有する債権者及び仮差し押さえ債権者に限ることとし、例外的に、給料債権者等一般の先取り特権を有する者につきましては、その優先弁済権を確保するため、債務名義がなくても配当要求ができることとしております。また、目的物が適正な価額で売却されることが、債権者の権利実現のために不可欠なことであり、

で、特に権利関係の錯雑しております不動産については、その権利関係を正確に把握して執行裁判所が適正な売却価額を定めてこれを売却することができるよう、執行官による不動産の現況調査権限を強化し、評価人の評価の適正を図り、加えて、目的不動産の権利関係を明らかにした物件明細書を作成し、これを一般の閲覧に供し、適正な価額による買い受けの申し出を保障することといたしております。さらに、執行の目的物を迅速かつ適正な価額で売却するためには、一般の市民が広くその売却手続に参加して買い受けの申し出ができるようにすることが必要でありますので、目的物の売却手続を改善いたしております。たとえば、不動産の競売においても、その売却の方法については、執行裁判所が入札、競り売りのほか、随意売却等の弾力的な売却方法が選択できるよう、最高裁判所規則で定めることといたし、また、買い受け人が代金を納付しないために再競売が行われることを防止するため、買い受け申し出人に相当な保証を提供させることといたしております。また、次順位買い受けの申し出を認めることといたしまして、最高額の買い受け申し出人が代金を納付しない場合でも、再競売をせずにその次順位買い受け申し出人に対し売却許可の決定ができる道を開くことといたしたのであります。また、競売場で売却の適正な実施を妨げる行為をした者等に対し退場を命ずる等、執行官に秩序維持の権限を与え、かつ、それらの者に対しては、売却不許可決定をすることを明らかにすることといたしております。

第三は、買い受け人の地位の安定、強化を図っていることとあります。すなわち、不動産の買い受け人の所有権取得の時期を明確にするとともに、代金を納付した買い受け人が容易にその不動産の引き渡しを受けられるようにするための不動産

産の引き渡し命令の制度を強化し、買い受け人に対抗することができない不動産の占有者に対し、一定期間内に引き渡し命令を受けて強制執行をすることができないものとするほか、この引き渡し命令による執行を保全するため、不動産を執行官保管に付することができる措置を講じております。また、担保権実行としての競売における不動産等の買い受け人の地位の安定を図るため、担保権実行の要件と手続を整備し、買い受け人の所有権取得の効果は、担保権の不存在または消滅により妨げられないことを明らかにいたしております。

第四は、債務者の保護に関する規定を整備して、債務者の生活を保護すること、すなわち、債務者の生活を保持を図るため、動産の差し押さえ禁止の範囲を合理化する一方、執行裁判所は、申し立てにより債務者の生活の状況等を考慮して、差し押さえ禁止物の範囲の拡大または減縮を認めることができるとし、また、債権についても、一定の部分の差し押さえを禁止するとともに、差し押さえ可能な範囲の拡大または減縮ができることといたしております。

なお、この法律の制定に伴い、最高裁判所規則の制定及び関係法律の整理等所要の手続を必要といたしますので、その期間を考慮いたしまして、この法律は、昭和五十五年十月一日から施行することとし、また、競売法を廃止し、民事訴訟法の所要の整理をし、必要な経過措置を定めております。

以上が、民事執行法案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、司法書士法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、司法書士の制度の充実強化を図るため、その資格に関する制度を合理化するとともに、その職責、業務等に関する規定を整備しようとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一に、現行の司法書士法によりますと、司法書士となる

には、法務局または地方法務局の長の選考認可によることとされているのでありますが、これを改め、司法書士となる資格は、(一)法務大臣が毎年一回以上行い司法書士試験に合格した者、(二)裁判所事務官、法務事務官等一定の職歴を有する者等、法務大臣が司法書士となるのに必要な知識及び能力を有すると認定した者に付与するものとしております。また、未成年者は司法書士となる資格を有しないものとするなど、資格事由に関する規定を整備することとしております。

第二に、司法書士となる資格を有する者が司法書士となるには、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局または地方法務局において登録を受けなければならないものとし、登録に関する所要の規定を設けるとともに、登録の申請と司法書士会への入会の手続を同時にすべきこととしております。

第三に、司法書士の制度は、登記、供託、訴訟に関する手続の円滑な実施に資し、国民の権利の保全に寄与するために設けられたものであること、及び司法書士の職責は、常に品位を保持し、業務に関する法令に精通して、公正かつ誠実にその業務を行うことにあることを明らかにすることとしております。

第四に、司法書士は、登記、供託の申請についての代理等のはか、これに関する審査請求についても代理することができるとを明らかにすることとしております。

第五に、司法書士の職責の重要性にかんがみ、懲戒処分による業務停止の最長期間を現行の一年から二年に改めるとともに、司法書士会の自主性の強化を図る見地から、司法書士会は、法令に違反するおそれがある所属の会員に対して、注意勧告をすることができることとし、また日本司法書士会連合会は、司法書士の業務または制度につき、法務大臣に対する建議等を行うことができることとしております。

第六に、司法書士法に定める罰金及び過料の多額は、これを定めて以来長年月を経過しておりま

すので、相当額に引き上げることとしております。以上が司法書士法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(中尾辰義君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に議ることといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十五分散会

六月九日日本委員会に左の案件を付託された。

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大増員に関する請願(第六三五八号)

一、刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案(第六四〇四号)

一、刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案(第六四四九号)

一、刑務官の待遇改善に関する請願(第六四四九号)

○五号(第六四四九号)(第六五六〇号)

第六三五八号 昭和五十三年五月二十六日受理
法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大増員に関する請願
請願者 神戸市生田区多聞通二ノ二三ノ一 河合艶子外百十七名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二一四四号と同じである。

第六四〇四号 昭和五十三年五月二十七日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案(第六四〇四号)
請願者 東京都北区神谷一ノ二四ノ一六 粕谷殿外五名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第五〇三六号と同じである。

第六四〇五号 昭和五十三年五月二十七日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案(第六四〇五号)
請願者 神奈川県藤沢市辻堂西海岸一ノ五 長谷川哲二外十九名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第五八八八号と同じである。

第六四四九号 昭和五十三年五月二十九日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案(第六四四九号)
請願者 東京都世田谷区太子堂五ノ一七ノ二〇 渡辺厚子外五十八名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第五八八八号と同じである。

第六五六〇号 昭和五十三年五月三十一日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案(第六五六〇号)
請願者 東京都足立区東伊興町二三ノ五六 石田浩一外十九名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第五八八八号と同じである。

六月十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、民事執行法案(予備審査のための付託は四月二十四日)

一、司法書士法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は同日)

司法書士法の一部を改正する法律案

司法書士法の一部を改正する法律

司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることに由り、登記、供託及び訴訟等に関する手続の円滑な実施に資し、もつて国民の権利の保全に寄与することを目的とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(職責)

第一条の二 司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

第二条を次のように改める。

(業務)

第二条 司法書士は、他人の嘱託を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 登記又は供託に関する手続について代理すること。

二 裁判所、検察庁又は法務局若しくは地方方法務局に提出する書類を作成すること。

三 法務局又は地方方法務局長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。

2 司法書士は、前項に規定する業務であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、これを行うことができな

第四條を削り、第三條中「左に」を「次に」に改め、同條第一号中「禁こ」を「禁綱」に、「二年」を「三年」に改め、同條第二号中「禁治産者」を「未成年者、禁治産者」に改め、同條第五号中「二年」を「三年」に改め、同号を同條第六号とし、同條第四号中「認可の取消」を「登録の取消し」に、「二年」を「三年」に改め、同号を同條第五号とし、同條第三号中「二年」を「三年」に改め、

同号を同條第四号とし、同條第二号の次に次の一号を加え、同條を第四條とする。

三 破産者で復権を得ないもの

第二条の次に次の一条を加える。

(資格)

第三条 次の各号の一に該当する者は、司法書士となる資格を有する。

一 司法書士試験に合格した者

二 裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官若しくは検察事務官としてその職務に従事した期間が通算して十年以上になる者又はこれと同等以上の法律に関する知識及び実務の経験を有する者であつて、法務大臣が司法書士の業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められたもの。

第十一条及び第十二条の二を削り、第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八條中「行なつて」を「行つて」に改め、同條を第九條とし、第七條を削り、第六條を第八條とし、第五條に次の一項を加え、同條を第七條とする。

2 司法書士は、他の法務局又は地方方法務局長の管轄区域内に事務所を移転しようとするときは、その法務局又は地方方法務局長に対し、その管轄区域内に設立された司法書士会を経由して、登録の移転の申請をしなければならぬ。

第四条の次に次の七條を加える。

(司法書士試験)

第五条 法務大臣は、毎年一回以上、司法書士試験を行わなければならない。

2 司法書士試験は、次の事項について筆記及び口述の方法により行う。ただし、口述試験は、筆記試験の合格者について行う。

一 民法、商法及び刑法に関する知識

二 登記、供託及び訴訟に関する知識

三 その他司法書士の業務を行うのに必要な知識及び能力

3 司法書士試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、受験手数料を納めなければならない。

第五条の二 法務省に、司法書士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、司法書士試験委員を置く。

2 司法書士試験委員は、司法書士試験を行うに ついて必要な学識経験のある者のうちから、試験ごとに、法務大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、司法書士試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

(登録)

第六条 司法書士となる資格を有する者が、司法書士となるには、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方方法務局に備えた司法書士名簿に登録を受けなければならない。

(登録の手続)

第六条の二 前條の登録を受けようとする者は、司法書士となる資格を有することを証する書類を添えて、同條の法務局又は地方方法務局長に対し、その管轄区域内に設立された司法書士会を経由して、登録の申請をしなければならぬ。

2 前項の登録の申請をした者が次の各号の一に該当する場合には、法務局又は地方方法務局長は、その登録を拒否しなければならない。

一 第十五條の五第一項の規定による入会の手続をとらな

二 身体又は精神の衰弱により司法書士の業務を行うことができないとき。

三 司法書士の信用又は品位を害するおそれがあるときその他司法書士の職責に照らし司法書士としての適格性を欠くとき。

(登録の取消)

第六条の三 司法書士が次の各号の一に該当する場合には、その事務所所在地を管轄する法務局又は地方方法務局長は、その登録を取り消さなければならない。

一 その業務を廃止したとき。

二 死亡したとき。

三 司法書士となる資格を有しないことが判明したとき。

四 第四条第一号から第四号まで又は第六号に

該当するに至つたとき。

第六条の四 司法書士が次の各号の一に該当する場合には、その事務所所在地を管轄する法務局又は地方方法務局長は、その登録を取り消すことができる。

一 引き続き一年以上業務を行わないとき。

二 身体又は精神の衰弱により業務を行うことができないとき。

(意見の聴取)

第六条の五 法務局又は地方方法務局長は、必要があると認めるときは、登録に關して、その管轄区域内に設立された司法書士会の意見を求めることができる。

第十二條中「基く」を「基づく」に、「左に」を「次に」に改め、同條第二号中「二年」を「三年」に改め、同條第三号を次のように改める。

三 登録の取消し

第十三條第一項中「第十一條の二」を「第六條の二第二項、第六條の四」に、「当該司法書士」を「当該登録の申請をした者又は司法書士」に改め、同條第二項中「当該司法書士」を「当該登録の申請をした者又は司法書士」に改め、同條第三項中「当該司法書士」を「当該登録の申請をした者又は司法書士」に、「第十一條の二又は前條第二号若しくは第三号の」を「第一項に規定する」に改める。

第十五條の五を次のように改める。

(入会)

第十五條の五 司法書士の登録又は登録の移転の申請をする者は、その申請と同時に、申請を經由すべき司法書士会に入会する手続をとらなければならない。

2 前項の規定により入会の手続をとつた者は、当該登録又は登録の移転の時に、当該司法書士会の会員となる。

第十六條中「基く」を「基づく」に、「第十一條の二」を「第六條の四」に改め、同條の次に次の一条を加える。

(注意勧告)

第十六条の二 司法書士会は、所属の司法書士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該司法書士に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第十七条の三を第十七条の四とし、第十七条の二の次に次の一条を加える。

(建議等)

第十七条の三 日本司法書士会連合会は、司法書士の業務又は制度について、法務大臣に建議し、又はその諮問に答申することができる。

第十八条中「認可」を「試験、資格の認定、登録」に改める。

第十九条第一項中「第一条」を「第二条」に、「但し」を「ただし」に、「定」を「定め」に改める。

第二十四条中「第十七条の三」を「第十七条の四」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条を第二十五条とし、第二十三条第一項中「一万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「五千元」を「五万円」に改め、同条を第二十四条とし、第二十二條第一項中「第十条」を「第十一条」に、「五千元」を「五万円」に改め、同条を第二十三条とし、第二十一条中「第九条」を「第十条」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条を第二十二條とし、第二十条の前の見出しを削り、同条中「第六条」を「第八条」に、「二万円」を「二十万円」に改め、同条を第二十一条とし、第十九条の次に次の見出し及び一条を加える。

(罰則)

第二十条 司法書士となる資格を有しない者が、法務局又は地方法務局長に対し、その資格につき虚偽の申請をして司法書士名簿に登録させたときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十四年一月一日から施行

する。

(従前の司法書士に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に司法書士である者は、改正後の司法書士法(以下「新法」という。)の規定による司法書士となる資格を有する者とみなす。

3 前項に規定する者でこの法律の施行の際現に司法書士会に入会しているものは、新法第六条の登録を受け当該司法書士会に入会している司法書士とみなす。この場合において、その者が、この法律の施行の日から三月の期間内に、法務省令で定めるところにより、その事務所所在地を管轄する法務局又は地方法務局長に対し、氏名、事務所の所在地その他の法務省令で定める事項を届け出ないときは、その期間の満了の時に、その者について登録の取消しがあつたものとみなす。

(欠格事由に関する経過措置)

4 この法律の施行の際新法第四条各号の一に該当する者で改正前の司法書士法(以下「旧法」という。)第三条に該当しないものに対しては、当該事由について、新法第四条の規定は、適用しない。

5 新法第四条第五号の適用については、旧法第十二条の規定による認可の取消しの処分は、新法第十二条の規定による登録の取消しの処分とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(土地家屋調査士法の一部改正)

7 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
第四条第七号中「認可の取消」を「登録の取消し」に改める。

(土地家屋調査士法の一部改正に伴う経過措置)

8 この法律による改正後の土地家屋調査士法第四条第七号の適用については、旧法第十二条の規定による認可の取消しの処分は、新法第十二

条の規定による登録の取消しの処分とみなす。

(税理士法の一部改正)

9 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。
第四条第八号中「認可」を「登録」に改める。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

10 この法律による改正後の税理士法第四条第八号の適用については、旧法の規定による懲戒処分である司法書士の認可の取消しの処分は、新法の規定による懲戒処分である司法書士の登録の取消しとみなす。

(法務府設置法等の一部を改正する法律の一部改正)

11 法務府設置法等の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。
附則第四項中「第二条」を「第三条」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

12 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二十三号中「免許若しくは認可」を「若しくは免許」に改め、同号(中)「第四条第一項(認可)の司法書士の認可」を「第六条(登録)の司法書士の登録」に、「認可件数」を「登録件数」に改める。